

## ○上毛町一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則

平成30年11月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条の3第2号に規定する一般廃棄物再生利用業の指定（以下「指定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(町長が再生利用されることが確実に認める一般廃棄物)

第2条 省令第2条の3第2号に規定する町長が再生利用されることが確実に認める一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 木くず（長さ2m以上、直径15cm以上のもの）

(一般廃棄物再生利用業の指定)

第3条 町長は、産業廃棄物処分業の許可を受けた者であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものを一般廃棄物再生利用業者に指定（以下「指定業者」という。）することができる。

(1) 廃棄物を無償又は再生利用に要する適正な費用の一部であることが明らか料金で引き取ること。

(2) 前条に掲げる引き取られた一般廃棄物がすべて再生利用に供されること。

(3) 再生利用の用に供する施設が省令第2条の4第1号イに掲げる基準に適合していること。

(4) 再生利用に伴い生じた廃棄物の処理が適正にできること。

(5) 再生利用において生活環境上支障が生じるおそれがないこと。

(6) 申請者が省令第2条の4第1号ロに掲げる基準に適合していること。

(7) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の申請)

第4条 申請者は、一般廃棄物再生利用業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類

(3) 再生利用により得られる有用物の利用の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類（別紙1）
- (2) 業務経歴書（別紙2）
- (3) 従業員名簿（別紙3）
- (4) 予定排出者等一覧表（別紙4）
- (5) 処理後に生じる有用物・廃棄物の保管施設概要（別紙5）
- (6) 事業所及び事業場の所在地付近の見取図
- (7) 商業登記簿謄本及び定款の写し
- (8) 納税証明書（国税及び町税の滞納のない証明）
- (9) 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類及び図面  
（指定証の交付等）

第5条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、申請書類を審査し、指定するものと決定したときは、一般廃棄物再生利用業指定証（様式第2号。以下「指定証」という。）を当該申請者に交付し、指定しないものと決定したときは、一般廃棄物再生利用業指定申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（指定の期間等）

第6条 指定の期間は、2年とする。ただし、年度途中に交付されるものについては、指定日から翌年度末の3月31日までとする。

2 町長は、指定を行う場合において、生活環境上必要な条件を付することができる。

（変更の届出）

第7条 指定業者が第4条第1項に規定する事項を変更したときは、当該理由が生じた日から10日以内に、一般廃棄物再生利用業指定変更届（様式第4号）に指定証を添えて町長に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第8条 指定業者がその事業の全部又は一部を廃止したときは、当該理由が生じた日から10日以内に、一般廃棄物再生利用業指定廃止届（様式第5号）に指定証を添えて町長に届け出なければならない。

（指定証の再交付の申請）

第9条 指定業者は、交付された指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書（様式第6号）を町長に提出して指定証の再交付を受けなければならない。

（指定の更新の申請期限）

第10条 指定業者が第6条第1項の規定により付された指定期間満了後も引

き続き当該指定に係る事業を営もうとするときは、当該期間の満了の日前30日以内に第4条に規定する一般廃棄物再生利用業指定申請書を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第11条 町長は、指定業者が第3条第1号から第6号までのいずれかに該当しないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 町長は、指定業者が第3条第7号の規定に該当すると認めたときは、その指定を取り消さなければならない。

3 前2項の規定により指定の取消しをするときは、一般廃棄物再生利用業取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(指定証の返納)

第12条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定証を町長に返納しなければならない。

(1) 指定期限が満了したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 指定証をき損し又は汚損したとき。

(4) 一般廃棄物再生利用業の指定を取り消されたとき。

(5) 亡失した指定証を発見したとき。

(報告)

第13条 指定業者は、毎年4月15日までにその年の3月31日以前の1年間における一般廃棄物の再生利用状況について、一般廃棄物再生利用業業務報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの引き受け量

(2) 再生利用方法ごとの再生利用量

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。